

徳島市監査委員告示第 23 号

令和 6 年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

徳島市監査委員	笠	井	寿	範
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

危管発第31号
令和7年5月13日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和6年度定期監査結果（令和7年3月31日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上
（危機管理局危機管理課）

監査結果に基づく措置状況

危機管理局 危機管理課

指摘事項	1 調定すべき年度が誤っているものがあった。 ・徳島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る返還金（令和５年度調定分） 当該返還金は、令和３年度及び令和４年度に発生した返還金であって、令和５年度時点で、過年度の未収金として調定し、納入通知を送付していたところ、令和６年４月２日に徳島市へ入金された。過年度未収金であるため、令和６年３月３１日までに徳島市に収納されていないことから、令和６年度の歳入として扱い、滞納繰越分として令和６年度繰越調定とすべきであったが、令和５年度の収入として扱われ、繰越調定がされていなかった。 関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
措置状況	原因としては、当該返還金の領収済通知書について、銀行領収日が令和６年３月２９日であったため令和５年度収入と思い込み、収入の所属年度に関する理解が不足したまま事務処理を行ったことで誤りが生じました。 本件指摘を受け、返還金の事務処理について適切に行うための手順書を作成しました。また、課内で周知徹底を行い、再発防止に努めます。